

第 19 回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和 8 年 7 月 17 日（金）15:00～17:00

場所：ワイム貸会議室 赤坂スターゲートプラザ Room A

2. 議事

- ・ 開会
- ・ ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 7 年 3 月 21 日策定）
令和 7 年度までの進捗状況について
- ・ カジノ行為に対する依存防止対策について
- ・ 意見交換
- ・ 閉会

3. 出席委員

池田文隆委員、石元典子委員（リモート出席）、伊ワミ委員（リモート出席）、
岡崎直人委員、川津大輔委員、黒沢幸子委員（リモート出席）、
佐藤しのぶ委員（リモート出席）、辻本哲士委員、長谷川勢子委員（リモート出席）、
浜田節子委員、星野謙委員、増田悦子委員、
松下幸生会長、山口英彰委員、ユウ委員（リモート出席）

出席した関係行政機関の職員その他の者（ギャンブル等依存症対策推進関係者
会議運営規則第 2 条第 3 項。以下「参考人」という）の氏名

山本要参考人（カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課課長）

4. 議事概要

○松下会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第19回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきどうもありがとうございます。また、オンラインでご出席いただいている委員の方におかれましても、ご参加ありがとうございます。

まず、この会議の定足数は、ギャンブル等依存症対策推進本部令第三条第一項で過半数となっておりますが、本日の出席者は15名ですので、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、オンラインでのご出席は、石元委員、イワミ委員、黒沢委員、佐藤委員、長谷川委員、ユウ委員です。長谷川委員は途中参加となります。

また、議事に入る前に、委員や事務局以外の会議出席については、当会議の運営規則第二条第三項に、「会長は、必要があると認めるときは関係行政機関の職員その他の出席を求めることができる」とありますところ、この規定により私から、カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課の山本要課長の出席を求めます。

次に本日の議事についてです。まず、事務局から、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和7年度までの進捗状況を説明いただきます。次に、カジノ管理委員会事務局から、カジノ行為に対する依存防止対策について説明をいただきます。最後に意見交換として、各委員から自由にご発言をお願いすることにいたします。本日の議事は以上になります。

それでは早速議事を進めていきたいと思います。最初の議題は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和7年度までの進捗状況についてです。それでは、事務局の岸本参事官からご説明をお願いいたします。

○岸本参事官 それでは資料1-1「ギャンブル等依存症対策推進基本計画令和7年度までの進捗状況について（概要）」をご覧いただきたいと思います。

まず、最初に確認でございますが、基本法第二条の定義によりまして、ここでいうギャンブル等依存症対策の依存症というのは、ただ単に医学的な意味での依存症ということではなく、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態ということで定義されておりますので、それに対する対策をまとめたというものになります。

それでは1枚めくっていただいて、1ページご覧いただけますでしょうか。右上の方にアスタリスク、下線は令和7年度の主な取組とございますが、本日は時間も限られておりますので、下線部分を中心に説明していきたいと思います。

1ページの説明に入る前に、まず4ページご覧いただけますでしょうか。まず、公営競技についてでございますが、4ページ左の折れ線グラフを見ていただければ分かりますとおり、令和7年度におきましても基本的には売上が伸びているという状況だと伺っております。右のインターネット投票の割合の推移でございますが、中央競馬だけピーク時に比べると少し低下傾向にありますが、いずれも8割以上ということで、やはりインターネット投票の割合が相当高くなっているという状況でございます。それを踏まえまして、1ページに戻ります。

まず公営競技の広告・宣伝の在り方でございます。まず、例のところで挙げておりますが、いわゆる公連協の中に有識者で構成する部会を設置いただきまして、そこでの議論を踏まえて、今年の2月に広告・宣伝指針を改正していただいております。これに基づきまして、友達紹介ポイントの廃止だとか、前年度の購入額によってランクが決められて、そのランクに応じて特典が与えられるというような、そういった通増制の仕組みは廃止ということで決定いただいているところでございます。

続きまして2ページをご覧くださいませでしょうか。アクセス制限等というところで、最初の矢羽根、これは場とか場外の入場制限、インターネット投票の利用停止措置、またそのインターネット投票での購入限度額設定の周知だとか利用促進でございます。例のところにありますとおり、先ほど申しました公連協、そのホームページで、漫画でこういった仕組みを解説したようなものを作っただいて周知を行っていただいたところでございます。

前回会議で、複数の委員から事業者間での取組を比較できるような形で整理しろというご指示がございましたので、そういったことが分かりやすいような形で資料を作っております。まず、アクセス制限のところのモーターボートでございますが、12月に川津委員からも発表がございましたが、インターネット投票の利用停止措置、そのオンライン申請について購入限度額をオンライン上で0円に設定できるようにしたということで、当面実質的な対応を図ったと伺っております。なお、180日間は限度額の増額変更ができないと伺っておりますので、一度0円で設定すると、少なくとも180日間は0円のままだと承知しております。この点につきましては、競馬については従来より対応していただいております。競輪・オートレースにおきましては、一部の委託事業者においては対応済みですが、まだ一部対応いただけない委託事業者がいると伺っております。

3ページをご覧くださいませでしょうか。上が場及び場外の入場制限とインターネット投票の利用停止措置の件数の推移でございます。ここにつきましては、例年と比較しまして、そんなに大きな変化はないと思っております。下の購入限度額設定の実施件数、令和8年だけ一番右のところに内数で0円上限設定数を別に分けて記載させていただいておりますが、この購入限度額の設定につきましては、令和7年の3月末と比べて、総数としてもかなりの増加が見られると思っております。また、特に、表を見ていただきますと、競輪、モーターボートの増え方が比較的大きいかなと思っております。要因はちょっとまだこちらの方では分かりませんが、これらの事業者におかれては、制度の周知等に努めていただいたのかなと思っております。特にモーターボートの方は、昨年の11月に先ほど申しましたとおり、インターネット投票における利用停止措置、この書面申請を廃止して、0円上限設定のみに切り替えたということが、一応その効果かなと思いますが、件数が急激に伸びている中でも、特に0円上限設定が大きく増えているという状況だと伺っております。

2ページにお戻りいただけますでしょうか。3つ目の矢羽根、インターネット投票データの分析活用につきましても、モーターボート、これは過去の会議においても辻本委員にご紹介いただきましたが、元々試行的に琵琶湖ボートでデータの分析を行っていたということもございまして、

モーターボートの方は、関係規定の整備が終わっておりまして、全 24 場が共同で分析できる仕組みの構築まで進んでいると伺っております。その他の公営協議につきましては、関係規定整備の検討中だとか、課題整理中と伺っております。なお、本資料は令和 7 年度 of 取組について記載していますが、中央競馬は令和 7 年度中、地方競馬は令和 8 年の 5 月に、関係規定は整備済みとなっております。

続きまして 4 つ目の矢羽根、クレジットカード等を利用した後払い決済の在り方についての対応の検討ということでございます。これ一番下、モーターボートにつきましては従来から利用者保護の観点から利用不可ということで、前回川津委員の方からご説明いただいたところでございます。競馬につきましては、従来から 1 ヶ月当たりの利用上限額 10 万円ということで設定されておりまして、現在更なる対策を検討中と伺っております。競輪、オートレースにつきましては、前回の発表で月の利用上限額設定を検討中ということでありましたが、令和 8 年度 4 月に 10 万円ということで設定したと伺っております。

ちょっと飛ばしますが、6 ページご覧いただけますでしょうか。続きまして、パチンコの取組になります。2 のアクセス制限のところでございますが、自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数は 96% まできたということで、店舗数としては広くカバーできてきているのかなというところでございますが、利用者は自己申告が延べ 3191 人、家族申告が延べ 1100 人というところでございます。

またその下の矢羽根の ATM 等の撤去、これも平成 30 年の設置台数からの減少率で示されておりますが、少し進捗が滞っているような状況かなと承知しております。

7 ページご覧いただけますでしょうか。3 の相談・治療につなげる取組でございます。一番下の矢羽根、RSN これはパチンコ業界の方で設置いただいている電話相談の窓口でございますが、ここにおいて AI の活用を視野に入れたチャット等のコミュニケーションツールの開発導入の検証開始ということで、前向きな取組を進めていただいていると思っております。

続きまして少し飛びますが、9 ページご覧いただけますでしょうか。ここからは関係省庁等の取組ということになりますが、まず一番下の矢羽根、昨年度最後の 1 県が推進計画を策定しましたので、全都道府県で推進計画が策定されたということになります。

あと上の矢羽根の 3 つ目のところで、先ほどアクセス制限制度についてギャンブル種によっては周知が進んだとご紹介させていただきましたが、アクセス制限制度を都道府県の相談拠点だとか専門医療機関とかでの相談対応等で活用できるように、都道府県等に依頼・紹介したという取組も実施しています。

続きまして、10 ページご覧いただけますでしょうか。11 ページと合わせてご覧いただければと思いますが、下の表ですが、相談拠点はかねてより全ての都道府県、全ての政令市で設置済みということでございましたが、ギャンブル等依存症の専門医療機関、これは昨年度 47 都道府県において設置が完了しました。残り 5 の政令市でまだ指定がされていないという状況でございます。詳細については 11 ページの表をご覧いただければと思います。

12 ページの民間団体支援だとか、人材の確保につきましては、例年どおり、取組を進めていただいているところでございます。

また 13 ページの調査研究、多重債務問題等への取組につきましても、例年どおり、取組を進めているところでございます。

最後 14 ページご覧いただけますでしょうか。これはいわゆるオンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組でございますが、引き続き、警察における取締りの強化を図っていただいているところでございます。また、違法性等についての啓発というところでございます。2 つ目の矢羽根でございますが、2 つ目にあるように警察の方で街頭の大型ビジョンでの啓発を強化していただいたり、4 つ目でございますが、こども家庭庁が都道府県等の青少年行政担当部局に対して、違法性やフィルタリングの重要性について啓発を依頼しております。サイトへのアクセスに関する対策の推進では、2 つ目のポツ、フィルタリングサービスのリーフレットを作成いただいて、都道府県等の担当課に対して、専門医療機関等での周知依頼をしたと伺っております。最後の矢羽根、送金等の抑止でございますが、警察庁、金融庁、経産省において、送金やクレジットカード決済を抑止するため、注意喚起を実施する等の対策を行ったというところでございます。説明は以上でございます。

○松下会長 どうもありがとうございました。これまでも関係者会議において、クレジットカードなどの後払い決済やポイント制度について意見をいただいておりますが、まずは前回の事業者の取組状況を踏まえた、クレジットカードなどの後払い決済の見直しについてご意見をいただきたいと思います。まず、山口委員から JRA におけるクレジットカード等後払い決済の在り方について説明したいとの申出を受けておりますので、山口委員からご説明をお願いいたします。

○山口委員 はい、ありがとうございます。JRA 副理事長の山口でございます。会長からのお許しを得ましたので、クレジットカード等後払い決済の在り方に関する検討に関して、別紙の資料をお持ちしました。資料 3 ページにクレジットカード等後払い決済の在り方に関する検討についての JRA の現状を書いてございます。当方が行っておりますクレジットカードによる支払いのサービスの名称は JRA ダイレクトというサービスですけれども、このクレジットカードの利用につきましては、キャッシュレス決済を普及していこうという政府の全体の方針がございましたし、またお客様からの利便性を求める声に対応するということから、2011 年に JRA ダイレクトとしてサービスを開始しました。この開始に当たりましては、過剰な利用を未然に防ぐ観点から、先行してカード決済を導入しておりました他の公営競技やスポーツくじ、また諸外国を参考に以下の利用制限を設けて運用を行っているところでございます。

クレジットカード払いというと、クレジットカードで馬券が買えるかのように受け取られる方もいらっしゃると思いますが、これは窓口等では使えず、いわゆるオンラインで馬券を買う場合に、クレジットカード払いができるということでございます。

またその利用制限の状況でございますが、月額利用上限額を10万円に設定しております。さらに、この支払い方法については1回払いのみを認めております。従いまして、リボルビング払いとか分割払い、2ヶ月以上にわたる支払いは認められないということになっております。さらに、JRA ダイレクトに登録できるクレジットカードは1人1枚ということで、会社の違うカードを複数枚持つこともできないことにしております。さらに、オンライン決済ということになりますと、キャリア決済が大体の携帯電話会社に導入されておりますけれども、このキャリア決済も利用ができないということにしております。さらに、先ほどのフォローアップでも報告がございました、利用停止申請や購入限度額設定も可能であるということになっております。

ちなみに、JRA ダイレクトの導入に際して検討したところも含めて、現在、他の公営競技等でクレジットカード決済を導入しているものを次の4ページに記載しております。JRA は、一番左にございますけれども、その他には地方競馬、競輪、オートレース、さらに宝くじやスポーツくじ、こういったものにもクレジットカード決済が導入されているところでございます。

このクレジットカード等の後払い決済の在り方に関しましては、この JRA ダイレクトの利用状況や、さらにギャンブル等依存症等の関連性などを十分に踏まえた上で、講じるべき対策を現在検討しているという状況でございます。私からは以上でございます。

○松下会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの山口委員のご説明も含めまして、クレジットカード等後払い決済の見直しについて、ご意見のある方は挙手など、意思表示をお願いいたします。増田委員お願いします。

○増田委員 はい、全国消費生活相談員協会の増田でございます。ご報告、それから JRA さんのご報告もありがとうございました。後払い決済についてクレジットカード等っていうところの等には何が含まれるのか、後で具体的にお教えいただきたいと思うのですが、まずはクレジットカードということに限定して意見を述べたいと思います。

本協会では、週末に消費生活相談を実施しておりますけれども、あまりギャンブルからクレジットカードの多重債務というような、具体的な相談がたくさん入っているわけではありません。ただ成年の息子が競輪にハマって1000万円以上借金したとか、格闘技のスポーツベッティングのサイトから残高を引き出せない、サッカーの勝敗を当てるというサイトでクレジットカードを決済したが損失が大きくなった、必ずつ中するという競艇予想サイトでクレジットカード決済をしたが当たらない、などの相談が寄せられています。オンラインカジノやスポーツベッティングだけではなくて、詐欺的な予想サイトへの誘導などに公営ギャンブルが利用されているという現状もあります。また、70歳を過ぎても信用取引や先物取引をやめないという家族からの相談や、知的障害がある息子がネット取引でいつの間にか信用取引をしていたというような話もあり、社会情勢を反映して、投資や副業、オンラインカジノなどに SNS から誘引されているということもありますが、儲け話の相談というのが最近はさらに増加している傾向があるのではないかと思います。こうした経験をした若者がギャンブルに移行するということも推測されると考えております。

私は公営ギャンブルにおいてクレジットカード決済を導入するということには基本的には反対しております。金融教育におきましても、クレジットカード決済は借金であると教えているわけで、翌月一括払いにおいてもそれは借金であることには変わりはないと思います。インターネット取引をやる以上は、キャッシュレスは仕方ないということでありましたら、やはり購入する際の限度額のハードルは非常に低く設定していただきたいと考えております。通常のインターネット取引、インターネット通販におきましても、普通の購買行動よりも非常にハードルが低いという傾向が見て取れますので、インターネット投票を開設している以上は、やはり、そういう人間の行動というものも考えていただいた対応を検討していただく必要があるのかなと思います。

加えて後払い決済につきましては、クレジットカードだけではなく、様々な決済方法がございます。それらを導入する予定があるのか、今後そういうことを検討することがあるのかというのをちょっと心配しております、今現在ないかと思いますが、コンビニ後払いのようなものは割販法の適用外にあることがほとんどで、各事業者の与信判断に任されているという状況がありまして、事業者にも様々な事業者がありますので、非常に心配しております。未成年とかクレジットカードを持ってない方などですね、いわばキャッシュレス弱者というような方々が使う可能性もございますので、そういうことも含めた検討をしていただきたいと思っております。以上です。

○松下会長　ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。浜田委員お願いします。

○浜田委員　ありがとうございます。経済アナウンサーの浜田でございます。この度は詳しいご説明をいただきありがとうございます。そして、クレジットカード等を利用した後払い決済の在り方につきましても、事業者間の比較を詳細に作成いただきまして、ありがとうございます。今、増田委員のお話にもありましたように、私もそもそもギャンブルは余裕資金の範囲内で行うものであって、借金をしてまでギャンブルをすることはありえないと考えております。前回のこの会議の中で、クレジットカード決済が本人名義でなく、他人名義のクレジットカードも使えるという点も問題であるのご指摘もありました。その点もやはり深掘りしていく必要もありますし、先ほど増田委員のお話にもありましたけれども、後払い決済については取材していますと、10代から20代の若年齢層の方が手軽に利用できるということで、それも問題だと思っております。現在キャッシュレス決済化が進んでいる中で、特にこの公営ギャンブルの中でもアプリ決済ですとか、キャリア決済の後払いなどが進んでいるという、また利用しているという団体さんもあると思いますが、そこをどのように今後、横断的に進めていくか、という点についても教えていただければと思います。

○松下会長　どうもありがとうございました。何かコメントはよろしいでしょうか。はい、他にはいかがでしょうか。池田委員お願いします。

○池田委員 ありがとうございます。グレイスロードの池田と申します。私たち当事者の立場と、ご家族からいろいろな話を聞きますが、以前からこの会議で全ての後払い決済、クレジットカードを含む後払いについては、もう使えないようにしてほしいをお願いをしてまいりましたし、今もその考えは変わっていないことを申し上げます。

前から浜田委員がおっしゃったとおり、他人のクレジットカードが使えるとか、そういう話もありましたが、その辺の対策もしていただいているようには見受けられますが、やはりまだまだこのキャリア決済、後払い決済を使って、そこからその返済日までにどうしても取り戻さないといけないということがきっかけで、さらにお金を使ってしまうということが、きっかけとしてよく聞く話ではありますので、ぜひギャンブルをすることに対する後払いについては、全て廃止をしていただければと考えています。以上です。

○松下会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。山口委員お願いします。

○山口委員 今いろいろご意見いただきました。私としては JRA として、どういう対応をしているか、またどういう内容であるかしかお答えできませんけれども、お話しをさせていただきますと、まず後払いに関して、さまざまな決済があるという話を複数の委員の方から伺いましたが、我々としては、今のクレジットカード払い以外の決済手段いわゆる後払い的なものを、次に導入するような計画は全くございません。また、さまざまな事業者がいるというお話、悪質な利用者がいるという話も伺いましたが、この JRA ダイレクトに関して、要するに競馬の馬券を買うことに関しては、我々が直接このシステムを運用しておりまして、それ以外の事業者が利用するようなことはできない中身になっております。また、20 歳以上でなければ利用できないという法律の制限がございますので、このダイレクトの会員になる場合には、年齢確認も含め、本人確認をしっかりやっております。さらに、クレジットカードでございますので、クレジットカード会社の方でも本人の信用確認等は行っているという中で制限をかけて、私どもとしましては、健全に競馬をやっていただく、競馬を楽しんでいただく、こういった範囲でサービスを行わせていただきたいと思いますところでございます。以上でございます。

○松下会長 ありがとうございます。川津委員お願いします。

○川津委員 私はボートレース振興会という団体にも属しておりますので、ボートレースの立場でお話をさせていただきたいと思います。まず、私どもは、ボートレースにつきましては、クレジットカードによる投票は行っていないという状況でございます。今後につきましても行う予定はございません。

先ほど増田委員の方から、ボートレースにおいて予想サイトでクレジットカードというような話をされていたかと思いますが、我々業界としては、有料で予想を提供するようなサービスは行っておりませんので、これはあくまでも民間事業者が行っているということになっております。

それを我々も確認しておりますので、競走場のポスターや我々の公式のホームページの中で、オートレースをより一層お楽しみいただくためにという啓発ポスターを作りまして、その中で3点注意喚起を行っております。一つ目は、舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます、二つ目は、無理のない資金で余裕を持ってお楽しみください、三つ目は、悪質な有料情報サイトが増えていますのでご注意ください、ということでしっかり注意喚起を行っておりますので、この点は申し述べさせていただきたいと思います。以上でございます。

○松下会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。もしないようでしたら、次のテーマに移りたいと思います。

続いてポイント制度について、前回事業者から一定の見直しを検討している旨の発表をいただきましたが、見直し後も過剰なキャンペーン等は収まっていないとのご指摘もございますので、こちらについて意見をいただきたいと思います。

その前に私から、簡単に調査の結果をご紹介させていただきたいと思います。資料はございませんので、口頭での説明になります。久里浜医療センターでは、厚生労働省からの補助を受けまして、ポイント制度とギャンブル等依存症との関連性について調査を実施しております。調査結果はまだ公表しておりませんので、資料としてまだ配布できませんが、速報段階の結果概要について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

この調査は20歳から69歳までの男女1万5千人を対象に、月1回以上の頻度でギャンブルをしているという、習慣的なギャンブラーを対象に調査を行いました。この調査は、ウェブ調査会社が保有している、いわゆるモニターに声をかけさせていただいて、アンケートに回答していただいたというものです。実際の有効回答が、男性は約9000人、女性からは約4900人から回答を得ております。平均年齢はそれぞれ男性46.7、女性が44.8ですから、中年層が平均年齢になります。性別や年齢、職業などの基本状況に加えて、初めて経験したギャンブルの種類、それから現在から過去1年にやっていたギャンブルの種類、どのくらいの頻度でギャンブルをしているのか、あるいはどのくらいのお金を使っているのかということをお伺いしてポイント制度の利用状況を調査するとともに、ギャンブル障害のスクリーニング尺度でPGSIという自記式のアンケートがありまして、PGSIというのは全部で9項目、点数が高いほどギャンブル障害が疑われるというテストになりますが、ポイント制度の利用とそのPGSIとの関係を調べたものです。

ポイント制度を利用したギャンブルの種類、つまり調査対象者が過去1年にもらったことがあるギャンブルに関するポイントは、種類としては、男性は、競馬、宝くじ、競輪、パチンコ、パチスロの順で割合が高かったのですが、女性は、宝くじ、パチンコ、競馬、パチスロ、競輪の順で割合が高かったです。また、ポイント制度を利用した方の特徴としましては、男女とも若い人に多い、特に20代、30代ですと過半数、また40代、50代、60代になるにつれて、だんだん割合が下がっていきます。PGSIとポイント利用の相関でいきますと、やはりPGSIの点数が高い、要はギャンブル障害が疑われる方で有意に利用率が高いということになっておりました。また、ポイントもいろいろ種類がございますので、賭け額に応じてポイントが高く付く、例えば100円で1ポイ

ントといったようなタイプのポイント、それから一定額以上賭けるとポイント付与率が上がるいわゆるランク制のようなポイント、それからポイントの有効期限が設定されており期間限定でポイントが多く付くポイントを分類して、それぞれのポイント制度がギャンブル行動へ与える影響を見ましたところ、止めようと思っても続けてしまうとか、ギャンブルをする頻度が増えたとか、あるいは賭けるお金の金額が増えたというような影響を報告しているのが、やはり PGSI の点数の高い方で優位に多いという結果になっておりました。

また、ポイント制度がどのくらい射幸心を煽るかということについて、例えばもっと賭けたいとか、今やらないともったいないと感じるとか、そういった気持ちがポイント制度を利用することによって、どのくらい影響を受けたかということについて質問しましたところ、いずれのポイント制度においても、やはり PGSI の点数の高い方が、この射幸心を煽られたと報告をされていて、やはりポイント制度というのは PGSI の点数の高い、ギャンブル障害が疑われる方により強い影響をもたらしているという結果になっておりました。

ちなみにクレジットカードも聞いていますが、借金をしてギャンブルしたという方は全対象者の 10%くらいですけれども、借り先としては金融機関、貸金業、クレジットカードがそれぞれ 48 から 46%というように、やはりクレジットカードの利用者が多かったという結果になっておりました。

最終解析結果を踏まえた詳細については、次回以降の会議で本調査の担当者に説明していただきたいと考えております。それでは、ポイント制度について何かご意見のある方は挙手などお願いしたいと思います。いかがでしょうか。池田委員お願いします。

○池田委員 ありがとうございます。ポイントの制度に関しては、この資料にも載せていただいていますけれども、私自身も公連協の部会に参加させていただきました。今年の 2 月に見直しが行われまして、通常レースでは 1%、特別なレースでは最大 5%という運用で決められていますが、実際その運用で始まって、最近は本当に 5%の対象レースが頻繁に開催されているように見受けられます。また、ポイント以外の景品とか、Amazon ギフトカードとか、景品によるキャンペーンが以前よりも増えているように見受けられます。もう本当に言葉は悪いですが、ポイントでなければ、他の景品で代替するみたいな雰囲気もあるように見受けられます。ポイント制度の見直しの趣旨である過度に射幸心を煽らないようにするという目的が、本当に達成されているのかということも検証していく必要があるのではないかと考えています。以上です。

○松下会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。星野委員お願いします。

○星野委員 パチンコ業界の星野と申します。ポイントについてですけれども、先ほど松下会長より、女性は宝くじに続いてパチンコのポイント利用が多いというお話でしたが、パチンコ業界では、2011 年の 11 月に景品等の提供に関するガイドラインというものを制定しておりまして、2014 年 4 月の改定時にポイント付与についても規定しております。ここでいうパチンコにおける

ポイントとは、あくまでも来店ポイントでありまして、その累計数に応じて、物品の提供を受けられることができるものであります。したがって、使用金額に応じてポイント付与率が上昇するような制度にはなっておりません。同日に付与できるポイントは1ポイントであり、1ポイントに対する価値は20円以内と定められております。以上です。

○松下会長　ありがとうございました。他はいかがでしょう。浜田委員お願いします。

○浜田委員　経済アナウンサーの浜田でございます。このポイント部会には私も池田委員と同じく出席させていただきまして、やはり射幸心を煽らないようにすることが大事で、顧客の獲得が目的ではないということが大前提だと申し上げてまいりました。一方、先ほど現在の進捗の説明において、ご努力いただいているとは思いますが、特別なレース等のキャンペーンは5%上限というところで、そのギリギリで設定されていたりというような、ポイント制度の現在の運用状況というものを、ある一定期間で検証していただいて、横断的にご報告いただくということは考えていらっしゃるのか伺いたいです。現状がどうなっているのか、進捗状況も伺いたいと思っていますが、そのあたりはいかがでしょう。教えていただけましたら幸いです。

○松下会長　もしご報告いただけるようでしたら各代表の方にご回答をお願いします。川津委員お願いします。

○川津委員　我々は、正確な数字と実績を持ち合わせておりませんので、もしご入用ということであれば、次回以降の会合の中できちんとお話をさせていただきたいと思っております。

やはり、私どもポイント付与制度につきましては、依存症対策の観点から、広告・宣伝指針を改定し、ポイント制度の見直しを行ったという事実がございます。

そして、先ほど出ました、景品等を活用した施策についてですが、こちらにつきましては、あくまでも地域産業の振興や利用者への感謝を目的として、今、実施しているということで、ルールに従って、その範囲の中で、実施をしています。

私どもとしましては、引き続き広告・宣伝指針に則り、過度に射幸心を煽らないように、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松下会長　ありがとうございました。他はいかがでしょう。特にないようでしたら先に進めたいと思います。

それでは、その他、基本計画の令和7年度までの進捗状況についてご意見をいただきたいと思っております。まず、山口委員から、JRAにおけるインターネット投票データの分析について説明したいと申出を受けておりますので、山口委員から説明をお願いします。

○山口委員 JRA の山口でございます。先ほどご説明した資料の 1 ページからご覧ください。インターネット投票データ等の分析について進捗状況を書いております。

まず①のところでございますが、インターネット投票データを分析するに当たりましては、利用停止制度を利用されたお客様の投票データという、個人情報収集・分析をするということにしております。個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電話・インターネット投票の約定に、加入者の安全利用に向けた啓発周知等のため、購買履歴等の情報分析を行う旨を追記いたしまして、この約定を承諾した方に、ネット投票の加入ができることにさせていただいております。これは令和 8 年 3 月 30 日から改定を行ったところでございます。それを踏まえまして、現在、電話・インターネット投票の利用者から、そのデータを収集しています。この分析のためには相当数のデータが必要でございますので、継続してデータの収集を続けていく予定でございます。

③のところ、調査分析の取組の方向でございます。まず、本年度でございますけれども、これは特徴的な問題行動が設定できるかどうかの検証を行いたいと思っております。なかなか日本では、依存症とインターネット投票との関係についての論文が見つからなかったこともございまして、海外においてオンラインカジノにおける依存症問題を研究した論文、これがあることが分かりましたので、それを調査しながら、依存症に陥る特徴的な問題行動、例えば入金回数の頻度が上がるとか、その残高がなくなってしまう、枯渇してしまう場合がどれだけ発生するかといったことの抽出に努めたいと思っております。さらに JRA ネット投票における利用停止者の投票データの中に、こういった調査で得られた特徴的な問題行動と合致する行動が存在するかを検証していきたいと思っております。その利用停止者とさらには非利用停止者、いわゆるギャンブル依存症の恐れがないと思われる方とのデータを比較検証しまして、その利用停止者の特徴的な問題行動として設定できるものが何かということを検証していきたいと考えております。翌年度以降は、さらに蓄積した投票データを用いて、その問題の問題行動についてさらなる検討を進め、それらに基づき、どのような予防措置を講じることができるか検討していく、そういった予定でございます。私からは以上でございます。

○松下会長 どうもありがとうございました。それでは山口委員のご説明を含めまして、ご意見のある方は挙手などをお願いいたします。川津委員お願いします。

○川津委員 ポートレースもデータ分析についてはお答えする必要があるかと思っておりますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。昨年度までは、全 24 レース場ございましたけれども、こちらが共同で分析が可能となるようインターネット投票に係る約定の改定を行ったところでございます。今年度以降につきましては、基本計画に則りまして、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターは、24 時間 365 日相談を受け付けておりまして、その相談実績を踏まえて、これまで蓄積したデータを活用できるように、このデータのクレンジングを検討してまいりたいと考えております。進捗状況につきましては以上でございます。

○松下会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。もしないようでしたら、次に進めたいと思います。

続いて、カジノ行為に対する依存防止対策について、カジノ管理委員会事務局山本参考人からご説明をお願いしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

○山本参考人 カジノ管理委員会事務局総務企画部依存対策課長の山本でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、IR 整備法における、カジノ行為に対する依存防止対策の概要についてご説明申し上げます。

まず資料のご説明に先立ちまして、IR に係る枠組みとスケジュールについて、ご説明させていただきたいと思います。IR に関して、国土交通省とカジノ管理委員会の2つの行政機関が関係していますが、国土交通大臣は、都道府県等と IR 事業者による区域整備計画の審査・認定を行い、カジノ管理委員会は、IR 事業者によるカジノ事業の免許申請を受けて、申請内容を審査して、カジノ事業の免許を付与することとなっています。現状、区域整備計画が認定されているのは、大阪・夢洲地区のみであり、2030 年秋頃に大阪 IR が開業する予定となっております。

それでは、お手元の資料2をご準備ください。IR 整備法における法の枠組みにつきまして、ご説明申し上げます。カジノ管理委員会は特定複合観光施設区域整備法いわゆる IR 整備法第1条の目的に定める、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業」を実現するため、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務としています。IR 整備法においては、カジノ行為に対する依存防止対策として、重層的・多段階的な取組を行うこととされております。その具体的な取組の内容につきましては、以下の4つの段階に分けてご説明を申し上げます。

まず1つ目はカジノ施設入場前の取組でございます。カジノ施設の入場前の段階における対策といたしまして、IR 整備法第9条第11項第7号におきまして、IR の区域数を全国に3つに限定しております。また、同法第41条第1項第7号において、1つの IR に設置できるカジノ施設は1施設のみとされております。これによりカジノ施設へのアクセス自体を物理的に制限しています。さらに同号及び IR 整備法施行令第6条におきまして、ゲーミング区域を IR 施設の床面積の3%に限定しています。

2つ目は、カジノ施設入場時の取組でございます。カジノ施設の入場時の段階における対策といたしまして、IR 整備法第69条第4号及び第5号におきまして、顧客に対して常態的にカジノ施設に入場できる環境を作らないことが必要となるため、日本人等に対して入場等の回数を7日間で3回、28日間で10回に制限しております。また、同法第70条第1項におきまして、マイナンバーカード等による厳格な本人確認を義務付けております。さらに、同法第176条第1項及び第177条第1項におきまして、日本人等に対し1回当たりの入場料として、6000円を賦課することとしてございます。

3つ目はカジノ施設内の取組でございます。カジノ施設内における対策といたしましては、IR整備法第85条第1項第2号におきまして、日本人等に対する貸付業務については規制が設けられております。また、同法第73条第8項及び第9項におきましては、資力に釣り合わない金額を賭けることを防止するため、日本人等によるクレジットカードの利用を禁止することとしており、同法第92条及び第94条第1号へにおきまして、カジノ施設内で現金を容易に調達できないよう、カジノ施設内へのATMの設置も禁止しております。これらにより、日本人等に対して持ち込んだ金銭以上の使用を抑制する仕組みとなっております。

4つ目は利用者の個別の事情に応じた措置になります。利用者の個別の事情に応じた措置といたしましては、IR整備法第68条第1項第1号におきまして、本人や家族等からの申出による利用制限措置が設けられております。また、同項第2号において、その他のカジノ施設の利用が不適切だと認められる者に対する利用制限措置も設けられております。加えて、同項第3号において、利用者の適切な判断を助けるための措置が講じられることとなっております。

IR整備法におきましては、以上のようにカジノ施設入場前、カジノ施設入場時、カジノ施設内及び利用者の個別の事情に応じた措置という、4つの段階にわたって重層的かつ多段階的な依存防止対策が講じられております。私からの説明は以上となります。

○松下会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの山本参考人より説明のありました内容について、質問・ご意見のある方は挙手などお願いいたします。辻本委員お願いします。

○辻本委員 精神保健福祉センターの辻本です。質問ですが、一つ目はカジノの場合では現金のみのやり取りになるのかということと、二つ目は適切な判断を助けるための措置というのはどのようなことを想定されているのかお聞きしたいです。

○山本参考人 ご質問ありがとうございます。IR整備法令上、日本人等に対しては、チップの交付等をするときは、現金による支払いを基本とし、小切手も使用可能です。また、「入場者の適切な判断を助けるための措置」についてですが、IR整備法令上、相談のための室を設置すること、カジノ行為に対する依存を防止するための注意喚起を行うための情報、カジノ事業者の相談窓口に関する情報について、本人確認区画、ゲーミングエリアを含むカジノ行為区画に入る前に、本人確認をする区画があるのですが、そこの入口に入場者に見やすいように、申し上げた情報を掲げることが、ガイドラインで一例としてお示ししております。

○松下会長 他はいかがでしょうか。私からお伺いしてもよろしいでしょうか。カジノ施設内で日本人等に対する貸付業務規制とありますが、この「等」は何を意味していますか。

○山本参考人 ご質問ありがとうございます。この「等」というのは、国内居住の外国人になります。

○松下会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。もしないようでしたら、次に進めたいと思います。

後払い決済の見直しについては、前回会議でモーターボート競走とパチンコは借金でやらせないというスタンスをお示しいただいたところです。また、本日のこれまでの議論においても、委員から後払い決済の廃止を求める意見がございました。競馬、競輪、オートレースにおいても、基本計画の変更から1年以上経っていることやカジノにおける規制も踏まえて、ご検討いただく必要があるかと考えます。各事業においてはこれらを踏まえて、速やかに検討を行っていただくように改めてお願いしたいと思います。

最後に各委員からギャンブル等依存症対策について、自由にご発言をいただきたいと思います。ご質問、あるいはご意見のある委員は、挙手などの意思表示をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。池田委員お願いします。

○池田委員 ありがとうございます。最近、依存症支援の現場で起こっていることですが、若年化の問題は以前から指摘されている部分ではあると思いますが、そのような中で、従来の公営ギャンブルやパチンコだけではなくて、新たにギャンブル類似行為とでも言いますか、そういったことについて実態把握が必要ではないかと考えている部分があります。

具体的には、オリパとか、アミューズメントカジノとか、アミューズメントポーカーなどと呼ばれるものとか、あとは投げ銭とかスパチャとかになります。それぞれ法的な位置付けは異なり、難しい部分はあるかもしれませんが、利用者の立場から見ると、特にオリパは少額から始められて、当たれば大きな利益が得られる可能性があるということや、スマホから本当に簡単にアクセスできるというような、本当にギャンブルと似たような特徴があるのかなと思っています。特に若い方にとっては、公営ギャンブル、またパチンコなんかよりも先に、こういうサービスに触れる機会がととても増えているのではないかと考えられますので、依存症対策はこういう従来のギャンブルだけではなくて、ギャンブル類似行為と呼ばれるような、そういうのも含めて利用実態だとか、相談実績とか、若年層への影響を継続的に調査検証していく必要があると考えています。以上になります。

○松下会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。浜田委員お願いします。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田でございます。先ほど資料1-1の14ページの関係省庁等の主な取組のところでご説明をいただいた、サイトのアクセスに関する対策の推進に関連してですが、以前この会議でオンラインカジノに関しまして、インターネットを通じて簡単にオンラインカジノを利用できる実態の背景から、若年齢層の利用を初期段階から食い止めていくことの重

要性を考える対策の一つとして、オンラインカジノへのアクセスを抑止するサイトブロッキングについて、ご質問をさせていただきました。ICT リテラシー向上に向けて若年齢層のみならず、消費者の方々に広く周知する必要性もあるかと考えておりますけれども、総務省さんを中心に現在議論を進めていただいているということですが、その後の議論の進捗状況について教えていただければと思います。お願いいたします。

○総務省 ブロッキングにかかる有識者会議の状況について説明させていただきます。有識会議におきましては、本年４月に取りまとめの報告書案を提示し、その報告書案について意見公募を行い、次回７月２２日の会合にて、公募結果を踏まえた議論を行い、報告書の取りまとめを行う予定でございます。報告書案におきましては、中間論点整理で整理された、４つの論点検証項目、具体的に申し上げますと、必要性・有効性・許容性・実施根拠ですけれども、これらについて、それぞれ深掘り検討をしまして、今後の方向性として、違法オンラインカジノの深刻な弊害を踏まえ、今後政府全体で実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含め、引き続き包括的な対策を講じていくべきであるとした上で、アクセス抑止策の一つであるブロッキングについては、通信の秘密等に抵触し得る対策であることから、他の権利制限的でない対策が十分に尽くされたと言えるか検証が必要であり、ブロッキングの実施の可否を判断するためにも、今後包括的な対策を着実に推進しつつ、その効果を十分検証するとともに、インターネット利用環境は絶えず変化していくことにも留意しながら、アクセス抑止の在り方について政府全体で引き続き丁寧な検討・検証をしていくことが必要であるとされているところでございます。私からは以上でございます。

○浜田委員 ありがとうございます。今後も引き続き、フィルタリングの普及を進めていただきますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

○松下会長 他にはいかがでしょうか。岡崎委員お願いします。

○岡崎委員 どうもありがとうございます。私が気になっていることは、ギャンブル問題を持つ人の割合とその人たちが相談や治療や回復支援につながっている割合が非常にまだギャップがあるということです。アルコール依存症でもよく言われる治療ギャップ、トリートメントギャップというものが非常にあると思ひまして、これをどのように埋めていくかということが大事だと思っております。先ほどの報告の中にも行政とか医療機関の話が出てきましたし、会議なども開かれるようになったという報告がございましたけれども、数値がどうなっているのか、よく調べれば出てくると思いますけれども、まだはつきり今回出てこなかったと思いますので、この辺りは大事なところなので、どのくらいの方が相談、あるいは患者さんとして治療をしていらっしゃるのか、あるいは回復の支援施設、池田委員のやっぺらいらっしゃるようなところにつながっているのかというようなことを、事業者の方たちの取組はいろいろ教えていただきましたが、行政とか

医療機関の数値をぜひ出していただきたいと思います。それからその中で何かこういう取組が、非常に効果があったというよう好事例をご紹介いただけるとよろしいかなと思いました。以上です。

○松下会長 ありがとうございます。ちなみに今年度は、ギャンブルの実態調査が行われる予定で、現在準備中ですが、その中で治療経験がどうかということも聞いていきますので、そんなに大きく変わることはないとは思いますが、そこでも参考になると思います。それでは、厚生労働省からお願いします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。先ほど相談の件数ですとか、治療の件数実態がどうなっているかというご質問がありましたので、私どもで把握している数字でお答えいたします。

まず治療の件数ですが、令和5年度の数字が手元にありまして、保険医療機関での外来の件数、入院の件数ということになります。令和5年度のギャンブル等依存症は、外来が5458件、入院が481件ということでございました。また相談の件数は、公的な相談窓口としては、自治体の保健所あるいは都道府県や政令指定都市に設置されている精神保健福祉センターということになりますが、ギャンブルに関する相談については、保健所では全国で3855件、精神保健福祉センターの方では全国で8923件です。これはどちらも令和6年度の数字でございますが、そうした相談件数を受けているということでございます。以上です。

○松下会長 ありがとうございます。それではオンラインでご参加いただいている、ユウ委員お願いします。

○ユウ委員 先ほどの浜田委員のご指摘と被るところもありますが、スマホやパソコンから検索すると、オンラインカジノおすすめランキングベスト10とかがトップで入ってきます。そういったところも、ブロッキングにも関わる問題だと思いますけれども、今後またしっかり取締りをよろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

○松下会長 どうもありがとうございます。他にはいかがでしょうか。増田委員お願いします。

○増田委員 先ほど池田委員からのご報告もありましたけれども、ポイントがダメといった場合、例えば景品とか何らかの商品を提供するようなことがあるということを伺いました。私は存じ上げませんでしたが、やはり射幸心を煽るという意味では、非常に近い問題だと思いますので、現状それがどのような程度なのかということを調べていただければと思います。

それとギャンブル類似行為ということもありましたが、オンラインカジノはダメですよということが明確に示されましたので、それによって様々な取組が進みましたけれども、それに非常に

近いものをよくよく検討すると、やはり違法じゃないかということもあろうかと思いますので、その辺も調べていただく必要があると思いました。

そしてクレジットカードに関して追加ですが、JRA の方で JRA ダイレクトというシステムを作ってくださいっていて、それは非常にお金のかかるシステムだと思いますので、それをそれぞれの分野でできるかというとなかなか難しいのではないかと思います。ですので、やはり少なくともクレジットカード以外のものは使わないとか、今できることでしたら、それはもう一定の約束としてやっていただく必要があると思います。もちろん、カード決済も含めて後払いに関しては、基本的に反対する立場ではありますが、現状、何に取り組むことができるかということについては、やはりそこら辺はすぐできることなのではないかなと思っています。以上です。

○松下会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。黒沢委員お願いします。

○黒沢委員 ありがとうございます。他の委員がおっしゃっていたことと重なる部分も多いのですが、池田委員からも様々な若年層のリスクについて言われています。子どもたちへの情報モラル教育などの中にも、オンラインカジノの危険性ということは、入ってきてはいますが、実態を見てみますと、小中学生がむしろこのギャンブル類似行為に関わり、また親のクレジットカードを盗んだり、盗むというかその暗証番号を用いて巧妙に家財持ち出しという形でお金を使っているという事例が多く見られています。ですから、情報モラル教育の中にこのギャンブル類似行為についても、いち早くそのような危険性について周知して啓蒙できるよう、学校教育の中に取り入れていただきたいです。

本当にスピードが早いんですね。オンラインカジノの危険性が情報教育の中に速やかに取り入れられたと思いますが、さらにこのようなギャンブル類似行為のことがもっと低年齢化していくという実態があります。また、保護者もその辺のことをまだ十分にご存知ではないと思います。ですから、子どもに対する情報モラルや金融に関する教育だけではなく、ぜひ保護者の方にもそのような情報にいち早く触れられるように学校教育を通してお願いしたいと思っています。

○松下会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。辻本委員お願いします。

○辻本委員 精神保健福祉センターの辻本です。4点情報提供というところで、1点は岡崎委員が言われた現場感覚として、精神医療センターや精神保健福祉センター、保健所で、現場として相談件数は増えているように感じます。薬物に関しては若者のオーバードーズが増えており、その他の状況に関しての増減はあまりありません。アルコールもどんどん増えているわけではないです。やはりギャンブルは増えているように感じます。

2点目は、前からここで話したデータ分析に関しては、モーターボート競走の関係者のご努力、ご協力がありまして、引き続きデータ集積を進めており、今後、より詳しく分析を進めていく予定です。

3点目はデータ分析に関係しますが、先ほど JRA さんが調査を始めたということで、日本では論文が少ないとおっしゃっていましたが、海外の論文の分析を当方で行っており、報告書レベルでまとめ始めているので、もしよければ情報交換していただけるとありがたいと思います。

最後4点目ですが、競馬にお聞きしたいのですが、資料1-1の4ページ目の公営競技の各種データというところで、インターネット投票自体が増えているのですが、中央競馬だけ減っています。一方、収益が増えているということはインターネット以外の現場での収益が増えているということで、それはいいと思いますが、時代とすればやはりインターネットの方が多くユーザーがいるのではないかなと思います。なぜインターネット投票の割合が減っているのか分析がありましたら教えていただきたいです。

○山口委員 4つ目の辻本委員のご質問でございますが、JRA といいですか、競馬というものにつきましては、日本に入ってきたのが江戸時代ですが、そもそもスポーツとして乗馬をして競争をする、ということが本来の競馬の始まりでございます。

日本特有ではありませんが、それに対してどの馬が勝つか賭けをしようということが始まり、これはイギリスでもやっていますが、それが賭け事にもなってきたという経緯がございます。最近では賭け事としての競馬というよりも、スポーツエンターテインメントと私たち申しておりますが、どの馬が勝つかとか、その馬が勝つまでのストーリーとか、あと何代にもわたって競馬の馬というのは育ってきますので、例えば父がディープインパクト、母がデアリングタクトという馬が勝つか負けるか、こういった実際のレースを楽しまれる方も結構いらっしゃいます。その中では、やはり現場で実際に競馬を見て、その馬の躍動感とか美しさとかを見ていくということが好きな方も当然多くなっております。コロナ禍で入場制限をかけたということもあって、インターネットの方にかかなり移ってしまったのですが、そういったお客様が、現場で競馬に参加できるようになってからまた増えてきたということと、あとそういった競馬場での楽しみというのがいろいろございまして、賭け事というよりも、馬を見ることがあれば、乗馬とかもできますし、グルメということでいろんな食事、料理が提供されるということもあり、野球場で最近行われているような野球を見るだけじゃない楽しみがあるのと同じように、やはり現場に来ないと競馬場に来ないとできない楽しみを感じていらっしゃる方が増えてきたのではないかと考えております。

○辻本委員 ポートレースも、現場での集客のために家族連れ向けサービスとかもやっているもので、そういったものはエンターテインメントとしてはいいことだと思います。その中でやはり中央競馬だけインターネット投票が減っているというのは、現場に行く人とインターネットで賭ける人の特性の違いや、賭け方の違い、そういったものを今後の分析の一つにしていくと、より良い科学的なことが分かっていくのではないかと思います。

○山口委員 ありがとうございます。大体、競馬の場合は、最初からインターネットで賭けるという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり現場を見て馬の状況、レースの流れなど、いろい

ろ見てみないとわからないことがございますので、それを見て、それを踏まえて、今度はインターネットでも、自分が行けないときはインターネットで賭けてみようという方も多いかと思えます。最初は誘われて競馬場に行って、それで好きになったという方が結構いらっしゃるというのも我々の調査では出てきているところでございます。

○松下会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。まだ終了予定時刻までは少し時間があります。山口委員どうぞ。

○山口委員 今後のクレジットカードの後払い方法、検討の進め方について、松下会長の方から廃止の意見が多く出たことを踏まえ見直しを検討してくれというようなご趣旨でご発言がありましたが、今後の検討に当たっては、いわゆる廃止以外の見直しということは認められるというか、可能なのでしょうか。会長のおっしゃったご趣旨を伺いたいです。

○松下会長 クレジットカード決済は、実際に便利なことは便利だろうと思いますが、実際に私は臨床の場で患者さんたちからお話を聞いていますと、やはりこのクレジットあるいはサラ金でもそうですが、借りて返さなきゃとなってくると、自分の持っているお金以上に使ってしまう、借金ができてしまう、それが今度はギャンブルそのものというよりは、返すことが目的になってしまって、完全に負のスパイラルに入っていくという、これも患者さんのお話を聞いていますと明らかにそうで、そこからフェーズが変わってきます。それまでは賭ける事がある程度楽しみにしているような部分もあったのだろーと思われそうですが、借金が始まると、もうそれだけになってしまい、楽しむ余裕は全くなくなりますし、患者さん自身も何のためにやっているのかわからないとはっきりおっしゃいます。そういうものの入口になるのを少しでも防いでいくのであれば、やはり持っているお金以上にギャンブルをしないということが最初ではないかと私は個人的に考えておりますし、やはりそういうギャンブルの害に苦しむ方々を支援されている方々は同じ意見だろうと思っています。

○山口委員 今、会長がおっしゃったこと自体はよく分かりますが、いわゆる借金を重ねるといような多重債務の問題とかですね、借金でギャンブルをするというお話は確かに問題が多いことだと思っておりますが、我々が行っているクレジットカード決済のやり方ですと、1ヶ月以内に入金がされていなければ、その時点でクレジットカードが止まりますので、借金を累積するか、多重にあちこちから借り入れるとかという弊害とは異なるものだと考えております。こういったものも廃止を前提に検討しなければならないのか伺いたいです。

○松下会長 借金につながる可能性があるものを防いでいくことができれば、それは依存の入口を一つ塞ぐことにつながるのではないかと思います。結局クレジットが使えなくなれば、じゃあ別のところからお金を持ってきてようとなりますし、それは直接クレジットで払えること自体が悪

いということにはつながらないだろうとは思いますが、やはりクレジットが持つリスクも考えていく必要があります。もちろん全面的に廃止しようとなるかどうかは、いろいろ意見を聞く必要があると思いますし、そこは考え方にもよるだろうとは思いますが、そういった議論があってもいいかなと思います。

○山口委員 ありがとうございます。いわゆるこういう射幸心を煽るようなものに関してのクレジットというのが良くないということが、これは我々が決めるというよりも、どこかが取りまとめていただいて、その上で廃止をするなら宝くじやスポーツくじも同じ仕組みがございしますので、それらも含めて横並びでのご指示なり、政策的な判断を行っていただきたいなと思っております。我々は10万人以上の会員を抱えておりまして、その方のほとんどからはギャンブル依存症で苦しんだというお話を聞いたことはございません。そういった中で、この一つのサービスを止めるということになった場合の我々としての論拠といえますか、そういったものが明らかになるようにしていただければと思っております。

○松下会長 ご意見として伺いたいと思います。ただ10万人の会員がいて、その中でそういう話を聞いていないというのは本当にそうなのか確認する必要があると思います。というのは、今回の調査でも月1回の頻度でギャンブルをしている人たちの中で、このPGSIの高得点で明らかに問題がありそうだという方は3割いらっしゃいました。一般人口の場合はギャンブル依存症が疑われる人の割合は1.7%ですから、数十倍の割合です。また、そういう人たちというのは問題があっても自ら言いません。ですので、自分は聞いてないからいない、と考えるのはちょっと現実から離れるのではないかと危惧しております。山口委員、どうぞ。

○山口委員 ありがとうございます。そういったいわゆる客観的なエビデンスとか、そういったものが明らかになり、またそれはギャンブル、その他の射幸心を煽るもの一般にあって、こういったことはやめるべきだというような、そういう公的な判断があったときには、そこまで我々がそこに抵抗するということにはならないと思いますが、一方で先ほど増田委員から言われたような、借金でという話の中で、例えば信用取引の問題とかの相談も多いと話がございました。ギャンブルと証券取引は違うのかもしれませんが、そういったいわゆる生活が破綻するような問題がギャンブル等依存症であるということは、先ほど岸本参事官からもお話がございましたとおり、いろいろな側面がございしますので、我々が検討するのか、別のところで検討するのかわかりませんが、そういったことも踏まえて結論を出していただきたいと思っております。

○松下会長 ありがとうございます。増田委員どうぞ。

○増田委員 クレジットカード1回払い、翌月1回払いがその後リボルビングに変更することもクレジットカード会社によってはできるわけなので、やはりクレジットカードの利用の仕方につ

いては、松下会長のおっしゃることを基本として、やはりきちんともう一度検討していただければと思います。もちろんそれは JRA さんだけの問題ではないと思いますが、基本的にはクレジットカードも借金であるということを踏まえた検討をしていただければと思います。

JRA では後の支払い方法変更もできないということですか。(山口委員から「できません」との発言あり) クレジットカード決済の後も、それはクレジットカード会社との関係でできないことになっているということですね、分かりました。

○松下会長 ありがとうございます。オンラインの方で、石元委員から挙手をいただいております。石元委員お願いします。

○石元委員 熊本市健康福祉局の石元でございます。先ほど、自治体の取組などのお話もございましたので、本市の状況のご報告をさせていただければと思っております。私どもは政令市でございますので、基本的には県の方で計画を作りまして、それと一緒に連携する形で取組を進めております。県の方も、今年度から第2期の計画期間に入りましたので、第2期の計画でまた新たな取組などにも取り組んでいきたいと考えておりまして、自治体の取組と申しますと、やはり基本はまずは周知、広報啓発ですとか、相談対応ですとかが基本になってくるかと思えます。もちろん当事者の方々の相談対応、またご家族の方への相談対応などは今までも行っておりますが、本市では今年度から、AI の傾聴システムを使った相談を開始しております。これは、ギャンブル依存症の方に限ったものではなく、幅広くいろいろなお悩みがある方々を広く、まずは入口として相談していただくという取組ではございますけれども、ただその中には、お金の問題でございすとか、ギャンブルに行く手前の方でございすとか、そういう方たちの相談窓口にもなれるのではないかと思っております。先ほど若年層のお話もございましたけれども、そういった AI の相談を子どもまた保護者の方たちにもしっかりと周知をするということで、学習用のタブレットでございすとか、保護者用の連絡アプリでございすとか、そういったところでもしっかりと周知、啓発を行いながら、早めのご相談をしていただくという取組を開始したところでございまして、今後もどのような相談傾向があるのかを見ながら、今後の取組を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松下会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。ノンファミリーカウンセリングルーム佐藤です。私はギャンブル依存症の家族の立場で、家族の自助グループなどにも参加させていただいておりますので、そちらの観点からクレジットカードなどを使えないようにするシステムだとか、そういうことをいろいろ皆さんで検討していただいていることは大変ありがたいと思っております。

現在、実際にポスターですとか、テレビのコマーシャルなどに注意喚起を入れることになっているかと思えます。のめり込みに注意しましょうとか、二十歳になってから程よく楽しむ大人の

遊びとか、そういう一文を入れなくてはならないとなっているようですが、まったく効果のない、ましてやポスターなどは、電車内の広告とかを見ても本当に小さな文字で書かれているだけですし、テレビコマーシャルに関しては本当に一瞬パッと出て終わるぐらいの、普通におしゃれな場面の中で下の方にパッと出るだけの様なものですので、できればそのあたりも変えていただきたいなと思います。家族のそういうギャンブルに対しての借金がある場合に、相談するところがあるということを思いもしていないような方もいらっしゃると思います。ご本人も、借金で困っていたら相談をみたい相談する窓口など、例えばパチンコ協会なども今そのように相談できる場所があるということを周知してくださっているのです、そういうものができるべく目につくように、今せっかく文言を入れるということが決まっていて、注意喚起を入れることになっているけれども、効果のない文言だったりとか、見えにくい小さいものだったりというのがもう少し改善されると、ご本人なり家族なりが気づいて相談に行くことができると思います。また、アクセス制限などができるということも知らないご家族が結構いらっしゃると思います。本人が止めると言っても止めない場合に、家族からでもリミットをかけることができることをご存じないという場合がとても多いので、もっともっと周知していただくための何か対策が考えられないかと日々考えております。よろしくお願いいたします。

○松下会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。浜田委員お願いします。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田でございます。ただ今、佐藤委員からのお話にもありましたけれども、適度に楽しみましようとか、のめり込みに注意しましようだと当事者にはなかなか浸透しないというお話を伺って、やはり注意喚起だけでは難しいというのが、私も取材を通じて実感しています。当事者の方から現状の注意喚起では素通りしてしまうよというお話もいただきました。より踏み込んだ啓発活動が必要ではないか、また相談窓口へつなげる依存症対策として、より踏み込んだ文言の見直しが必要だと思います。例えばのめり込んだ背景に多重債務や借金の問題といった様々な問題が複合的に要因で絡んでいることもあります。借金の相談からのアプローチの強化など、間口を広げていくということも大事かと思います。先ほどからAIのお話も出てきておりますので、何か借金で困っていませんかというような、相談をチャットで受け付けておりますというような、相談の窓口ですね。気軽に踏み込んで相談できるようなところの必要性、家族の問題や、加えまして、多重債務を含む借金問題ですとか、依存症対策としてより一層踏み込んだ対策を考える必要があるのではないかと、そういう時期に来ているのではないかと感じております。以上です。

○松下会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。岡崎委員お願いします。

○岡崎委員 ありがとうございます。啓発の問題に関しては、啓発週間は5月にあったかなと思いますが、私も積極的にネットを見たりしていないので何とも言えないところもありますが、あ

まり露出度がなかったような、いつの間にか終わってしまったような感じだった気がします。せっかく啓発週間を設けているものですから、露出が多い方がいいかなと思いました。以上です。

○松下会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。まだ少し時間がありますので、まだご発言いただいていない委員から何かございましたら、せっかくの機会ですので何かご発言いただければと思います。長谷川委員いかがでしょう。

○長谷川委員 ありがとうございます。行政の取組ということで、愛知県のことについて発言させていただきます。愛知県におきましては、依存症対策センターを今年度4月に設置し、愛知県にあります藤田医科大学と専門で医療を進めていただいております刈谷病院を指定させていただきました。進行・再発予防、回復支援、そして依存症対策の基盤整備、そして発症予防等を行うということで、それぞれ相互により関係を持って、またそういった医療機関になっていただくような体制を図るということで設置をさせていただきました。昨年度も少しお話しをさせていただきましたが、藤田医科大学には昨年度から寄附講座ということで、専門の医師を育てる講座を設置させていただきました。昨年度は年度途中からでしたので、10月からの半期でございましたが、今年度は予算確保ができましたので、4月からの1年間、講座を続けていただける形となりました。簡単ではありますが、以上が愛知県の状況でございます。

○松下会長 どうもありがとうございました。伊ワミ委員いかがでしょうか。

○伊ワミ委員 皆さんからのお話を聞いて、クレジット決済やキャリア決済の状況とか、各機関でいろいろ取り組んでもらっている状況を見て、私も当事者で、実際のところは自助グループに通っている身なので、そのコアな情報しか取れていませんが、オンラインで、各地方の仲間たちと話し合いをしていると、年々、若い人たちが増えてきているなとすごく感じています。今までは病院につながった人、保健所につながった人に対しての医療とか治療とかがと重要であると思っておりましたが、その前の段階でどうにか対策を打たないと、どんどん若い人たちが、この病になってしまうのではないかと危惧しています。小学生、中学生、高校生に対しても、オンラインカジノはダメだという啓発を早い段階からしていただきたいと思います。

○松下会長 どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。もしないようでしたら、予定の時刻よりは少し早いですが、本日の議論はここまでにさせていただきたいと思います。

本日の議事録につきましては、事務局で作成して、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えております。次回の会議の日程などは後日、改めて事務局より案内いただきたいと思います。次回の関係者会議では今回の議論も含めて、各事業者から後払い決済見直しの検討状況やポイント付与制度見直し後の遵守状況、インターネット投票

データの分析・活用状況を中心に、前回発表からの検討の進捗や今後のスケジュールをご報告いただきたいと考えております。

また所管の省庁におきましては、関係者会議での議論を受け止めて、事業者が速やかにさらなる対応を検討いただくよう、ご指導いただけますよう、改めて関係者会議としましてもお願いいたします。

それでは第 19 回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を終了いたします。本日はご参加ありがとうございました。

以上